

様式集

市長	部長	班長	班員
	部長	班長	班員

災害情報記録票

平成	年	月	日	発信者		取扱者	
時 分							
件名							

※ 本部長が発する指令及び各部長、班長が発する指示連絡並びに県、関係機関からの連絡、報告、要請等を受け付けた職員は、記録を励行し、受付、伝達及び措置の确实を期するものとする。
 なお、この記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまでこれを保存しておくものとする。

様式4 被害状況即報
 [被害状況即報]

都道府県				区 分		被 害	
災害名 ・ 報告番号	災害名			田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠 水	ha	
報告者名	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
区 分		被 害		文 教 施 設		箇所	
人的被害	死 者		人	病 院		箇所	
	行方不明者		人	道 路		箇所	
	負傷者	重 傷		人	橋 り よ う		箇所
		軽 傷		人	河 川		箇所
住家被害	全 壊		棟	その他	港 湾		箇所
			世帯		砂 防		箇所
			人		清 掃 施 設		箇所
	半 壊		棟		崖 く ず れ		箇所
			世帯		鉄 道 不 通		箇所
			人		被 害 船 舶		隻
	一 部 損 壊		棟		水 道		戸
			世帯		電 話		回線
			人		電 気		戸
	床 上 浸 水		棟		ガ ス		戸
			世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所
			人				
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯	り 災 者 数		人		
		人	建 物		件		
非住家	公 共 建 物		棟	火災発生	危 険 物		件
	そ の 他		棟		そ の 他		件

様式4 被害状況即報

区 分		被 害	災害対策本部 等の設置状況	都道府県				
公立文教施設	千円				市町村			
農林水産業施設	千円							
公立土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
その他	農林被害	千円	災害救助法 適用市町村名	計				
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円				消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人				
備考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	応急対策の状況							
	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 							

※ 被害額は省略することができるものとする。

※ この様式は、災害・災害等即報要領(昭和59年消防災第267号消防庁長官)に定める第4号様式(その2)である。

様式4 被害状況即報
被害程度の判定基準等(災害報告)

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、あるいは死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療を要する見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (解釈) 必ずしも一棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場、便所、離れ座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して一棟とする。なお、社会通念上住家として称せられる程度のものであることを要しない。したがって、学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているのはもちろん、一般の非住家として取り扱われている土蔵、小屋であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。 (解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば当然2世帯となる。また、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは、原則として1世帯とする。
	全壊流出	家屋が滅失したもので、具体的には、住家の破壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものであるとする。
	大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なものを指し、具体的には従来の「半壊」基準内、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積と住家の延床面積との割合による判定(損壊基準判定)が50%以上70%未満のもので、又は住家の重要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定(損害基準判定)が40%以上50%未満のものをいう。
	半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的に損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものであるとする。
	床上浸水	住家の床上以上浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂、竹木等のたい積等のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度の浸水したものであるとする。
	一部破損	半壊にいたらない程度の住家の破壊で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
非住家被害	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物で、この基準中他の被害区分に属さないものとする。
	その他	土蔵、倉庫、車庫、納屋等の建物とする。これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
その他被害	田畑	流失埋没 冠水
	文教施設	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。 植付作物の先端が見えなくなる程度に水がつかつたものとする。
	病院	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	医療法(昭和23年法律第20号)第1条第1項に規定する病院(患者20人以上の収容施設を有するもの)とする。
	橋りょう	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	河川	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	港湾	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		港湾法(昭和25年法律第218号)第2条5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

様式4 被害状況即報

被害区分	判定基準	
砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
水道	上下水道又は簡易水道で断水している戸数とする。	
清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。	
鉄道不通	汽船、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
被害船舶	動力船で船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
電気	災害により停電した戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
建物 危険度 その他	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。	
り災害	り災世帯数	災害により被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊及び床上浸水により被害を受けた世帯とする。
	り災者数	り災世帯の構成員とする。
災害の 態様	地すべり	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が20分の1以上溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
被害金額	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び、共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
電力施設被害	電力施設の被害とする。	

- (注) 1 「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」の被害は、災害中間報告にあつては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあつては、被害の最大値を記入するものとする。
- 2 「地すべり」、「がけ崩れ」、及び「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があつたものとする。
- 3 被害額については、原則として施設等にあつては、その再取得価格又は復旧額とし、生産物については、ては、時価とする。なお、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済のものについては、その査定金額を記入して、未査定とす額はカッコ書きするものとする。

様式5 自衛隊の災害派遣要請依頼

第 号
年 月 日

富山県知事 様

滑川市長 印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

自衛隊法第83条第1項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

富山県知事 様

滑川市長 印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

様式7 救援物資の調達要請

第 号
年 月 日

富山県知事 様

滑川市長 印

救援物資の調達要請について

災害救助に必要な物資の調達について、次のとおり要請します。

記

1 食料品

要 請 機 関	人数分 (1日当たり)	食料品の希望条件	搬入希望場所 (別図のとおり)
月 日 ～ 月 日まで (日間分)	人		

2 その他の救援物資

要 請 機 関	人数分 (1日当たり)	食料品の希望条件	搬入希望場所 (別図のとおり)
月 日 ～ 月 日まで (日間分)	人		

担当部署		
連絡先	電 話	
	携帯等	
	F A X	
	E-mail	

避難者名簿 (世帯票)

避難所名	
------	--

①	世帯代表者氏名				住所 電話		
	入所年月日		年 月 日				
	ご家族	ふりがな 氏 名	年齢	性別	要支援者	所属町内会名	
						家屋の 状況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通
						家族等 連絡先	
					支援区 分	<input type="checkbox"/> 避難所への入所を希望 <input type="checkbox"/> 在宅のまま避難所サービスの利用を 希望	
※ここに避難した人だけ記入してください							
ご家族に、入れ歯や眼鏡等の不備、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点が あったらお書きください。							
②							
特技や資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、氏名と特技・資格の内容をお書きください。							
氏 名		特技・資格					
③	他からの問合せがあったとき				登録日 (入所日)	※	
	住所、氏名を公表してもよいですか？		よい よくない				
④	退出年月日		年 月 日		登録解除日 (退所日)	※	
	転出先	住所					
	(氏名)						
		電話					

- この名簿は、入所時に世帯代表の方が書いて名簿係りに提出してください。
- ※印の箇所は、名簿係が記入しますので避難者の方は記入しないでください。
- 入所にあたり、この名簿を記入し、提出することによって避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに名簿係に申し出て修正してください。
- 他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してもよいか必ずお書きください。
- 名簿の内容を公表することによって、親族等の方々に安否を知らせるなどの効果がありますが、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてご家族で判断してください。

様式11 り災証明申請書

り災証明申請書

滑川市長

あて

平成 年 月 日

申請者	住所	Tel		
	氏名	印		
事業所	所在地			
	事業所名	印		
り災日時	平成	年	月	日 時 分頃
り災場所				
使用目的				
証明書の提出先				
申請通数	個人	通	事業所	通
主管課名				

り災証明書

り災場所						
世帯主名		所有者名	事業主名	事業書又は建物名		
り災状況	り災年月日	平成 年 月 日				
	り災原因	1風水害 2地震・津波 3その他()				
	人的被害	1死亡 名 2行方不明 名 3負傷 名 4なし				
	物的被害	建物の種類	1専用住宅 2共同住宅 3店舗併用住宅 4店舗 5事務所 6倉庫 7その他()			
		被害の程度	1全壊(焼) 2全流出 3大規模半壊 4半壊(焼) 5一部損壊 6床上浸水 7床下浸水 8店舗浸水 9その他被害 ()			
世帯人数	氏名	続柄	生年月日	備考		
		世帯主				

上記のとおり、り災したことを証明する。

平成 年 月 日

滑川市長

様式13 リ災台帳

り災者台帳

り災者台帳				地区		町内会			
被災月日	平成 年 月 日	調査月日	平成 年 月 日	災害名					
世帯主氏名		世帯人員	人	住所					
				避難先	()				
世帯類型	老人・生保・障害・母子・寡婦・要保護・その他 ()								
店舗等の名称 事業主名 所有者名		従業員数	人	所在地					
				連絡先	()				
建物の状況	区分		住家	非住家	全壊・全焼・全流失・大規模半壊・半壊 半焼・一部損壊				
	該当の種別に○		専門住宅	共同住宅	店舗住宅	A	床上浸水	床から	cm
							土砂堆積	床から	cm
						B	床下浸水	地面から	cm
							土砂堆積	床から	cm
	自家・借家・間借	平屋				C	店舗浸水	床面から	cm
		2階建					土砂堆積	床面から	cm
3階建以上					D	一部損壊			
延床面積			店舗等面積		E	その他の被害			

※ 被害区分 (1死亡・2行方不明・3重傷・4軽症・5なし)

氏名	性別	生年月日	続柄	職業(学校・学年)	※被害区分	備考
	男・女		世帯主		1・2・3・4・5	
	男・女					
	男・女					
	男・女					
	男・女					
	男・女					
	男・女					
連絡事項				調査責任者	課名氏名	

救助 の 種 類	避	炊	水	救出	救助実施記録日計表	責任者 地区責任者	班	氏名 氏名
	修理	学要	死探	死処				
	障害	仮住	品目	医療				
No. _____ (月 日 時 分)								
員 数(世帯)								
品目(数量・金額)								
受 入 先								
払 出 先								
場 所								
方 法								
記 事								

[記入要領]

- (1) 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- (2) 記録票欄外の「No.欄」には、記録表作成ごとに一連番号を付するものとし、前回分を訂正する必要がある場合、例えば、No.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、No.11 (No.5訂正)と記載し、前回分No.5の記録票には朱で×印を付し、(No.11に訂正済)とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。
 なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を付し、ナンバー順に綴ってよい。
- (3) 記録票欄外の「救助の種類」欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最少限度の事項を記入すること。
- (4) 機械器具等を無償で借上げた場合についても記録票を作成すること。
- (5) 災害救助基金より放出した場合についても同様とすること。
- (6) 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成すること。

[報告要領]

救助の種類

避難所の設定
 応急仮設住宅の設置
 炊出しその他による食品の給与
 飲料水の供給
 被服寝具その他生活必需品の給与
 医療及び助産
 災害にかかった者の救出
 災害にかかった住宅の応急修理
 学用品の給与
 埋葬
 遺体の搜索
 障害物の除去

報告事項

箇所数、避難人員
 設置（希望）戸数
 箇所数、給食数、給食人員
 対象人員
 主なる品目別給与点数及び給与世帯
 班数、医療機関数、患者数、分娩者数
 救出人員、行方不明者数
 対象世帯数
 小中学校別対象者及び給与点数
 埋葬数
 遺体処理数
 対象世帯数

救 助 日 報

報告機関				受信機関					
発信者				受信者					
報告時限		月 日 時現在		受信時間		月 日 時 分			
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	県から受入又は前日からの繰越量		点		
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全失世帯数	(世帯) 点		
	既存建物	箇所数	カ所			半失、床上浸水世帯数	(世帯) 点		
		収容人員	人		翌日への繰越量		点		
	野外仮設	箇所数	カ所		医療・助産救助	医療救護班	医療救護班出動数		ヶ班
		収容人員	人				救助地区		
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療機関		診療者数	医療	人	
		終了予定日	月 日				助産	人	
	炊き出し箇所数		カ所	医療		施設数	カ所		
	炊出人員	朝	人				診療人員	人	
		昼	人	施設数	カ所				
		夕	人		診療人員	人			
計		人	救助終了予定日			月 日			
給水	供給地区数		地区	り災者救出	救出地区				
	供給実人員		人		救出をした人員		人		
	供給水量		ℓ		今後救出を要する人員		人		
	給水期間	開始月日	月 日		救出終了予定月日		月 日		
		終了予定日	月 日		救出の方法				
給水方法									

様式15 救助日報

学生用支給	県より受入れ又は、前日よりの繰越量		点	死亡原因別人員			
	本日支給 小学生	全失世帯	()人		死体の処理	死体洗淨	体
		半失(床上浸水)世帯	()人			死体縫合	体
	中学生	全失世帯	()人			死体消毒	体
		半失(床上浸水)世帯	()人		死体保存	既存建物利用	カ所
	翌日への繰越量		点		仮設建物	カ所	
埋葬救助	前日までの埋葬		体	死体処理機関			
	本日埋葬	大人	体	今後死体処理を要する死体		体	
		小人	体	死体処理終了予定月日		月 日	
		計	体	障害物除去を要する戸数		戸	
	翌日以降の要埋葬数		体	本日除去した戸数		(計) 戸 戸	
	埋葬終了予定月日		月 日	今後除去を要する死体		戸	
	搜索地区			障害物除去の終了予定月日		月 日	
	死体の搜索	死体	搜索を要する死体	体	輸送		
			本日発見死体	体	公用車使用		台
			今後の要搜索死体	体	借上者使用		台
搜索の方法			救助の種類				
搜索の終了予定月日		月 日	賃金職員等雇上数		人		
仮設住宅	着工月日	月 日	賃金職員等				
	竣工月日	月 日	従事作業				
住宅修理	着工月日	月 日	その他				
	竣工月日	月 日	備考				

